

様式4の7 (随意契約)

抽出事業案 [プロポーザル] 説明書

発注機関名：京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

業務名	京都府省エネ家電購入促進事業業務
業務概要	<p>■ 目的</p> <p>2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、府は地球温暖化対策推進計画において、2030年度に2013年度比温室効果ガス排出量46%以上減を目標に設定し、そのうち、家庭部門においても2013年度比で半分程度にすることを目標としている。</p> <p>そのため、本業務は、府全域を対象とした省エネ性能の高い家電製品（エアコン・冷蔵庫）の購入者に対する経済的インセンティブの付与及び「京都府インターネット版環境家計簿」利用により、家庭のエネルギー費用負担の軽減と併せて府民の脱炭素行動へのシフト（行動変容）を促し、家庭部門の温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。</p> <p>併せて、経済的なインセンティブについて府内使用限定ポイント等の還元措置により、地域振興に繋げる。</p> <p>■ 委託業務内容（企画提案仕様書より主なものを抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務局の設置 (2) 専用サイト（ホームページ）の開設及び維持・管理 (3) コールセンターの設置及び運営 (4) 広報 (5) キャンペーン対象店舗の募集及び登録等 (6) 対象製品リストの作成・更新 (7) 対象者へのポイント等還元 (8) 事業の効果検証
公募型プロポーザル方式の対象業務に適合する理由	<p>家電の購入に対する府内使用限定ポイント等の還元措置は、新たにシステムを構築する内容の提案が予想される上に、他府県における事例も乏しく、事業者の企画や発想、技術力や実績等に基づいた、専門的な提案力が求められる。また、府民や府内小売り店舗に対して効果的に広報を行うためには、他地域における先行事例、市民の反応等を理解した上で、企業の持つ知識やノウハウを活用して、当該事業の特性を的確に把握し、提案を行うなど、専門的な見地からあらゆる可能性を追求した提案力が求められる。</p>

	以上の点を踏まえた上で、契約締結後の事業開始までの期間も含め、総合的な提案力が求められる。
参加資格要件及びその理由	<p>■ 参加資格要件</p> <p>募集要領（標準例5）3参加資格（1）～（6）の要件に加え、「一般社団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が認定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾認証を取得又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者であること」を追加。</p> <p>■ 設定理由</p> <p>府民や事業者が専用サイトを通じて申請を行うにあたり、個人情報扱うこととなることから、セキュリティ対策を行っていることの証明として、公的な認証を取得していることが必要となるため。</p>
参加申請者数	5 者
選定経過	<p>公募期間 令和6年2月26日～令和6年3月25日</p> <p>申請受付 令和6年2月26日～令和6年3月25日</p> <p>外部有識者意見聴取 令和6年3月28日</p> <p>選定結果の通知 令和6年4月2日</p> <p>契約日 令和6年4月3日</p> <p>見積限度額 500,000,000円（税込） ※うち事務費は125,000,000円（税込）を上限とする</p> <p>契約金額 500,000,000円（税込） ※うち事務費は88,890,000円（税込）</p> <p>契約期間 令和6年4月3日～令和7年1月31日 ※変更契約締結後の契約期間は令和6年4月3日～令和7年3月31日</p>
選定業者名	G・J共同企業体（構成員：株式会社ギフトパッド、株式会社JTB京都中央支店）
選定理由	<p>企画提案仕様書を的確に踏まえた確実な実施体制が整えられており、候補者が有するノウハウや専門的知見を活かした独創的な提案であったため。</p> <p>（価格点を事務費見積額の順位を基に配点することとしたため、最も安価であった選定事業者に有利に働いた。）</p>

京都府省エネ家電購入促進事業業務に係る企画提案募集要領

1 事業の趣旨・目的

2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、府は地球温暖化対策推進計画において、2030年度に2013年度比温室効果ガス排出量46%以上減を当面の目標に設定し、そのうち、家庭部門においては2013年度比で半分程度にすることを目標としている。

この目標を踏まえ、本業務は、府全域を対象とした省エネ性能の高い家電製品（エアコン・冷蔵庫）の購入者に対する経済的インセンティブの付与を行うキャンペーンの実施及びキャンペーンに併せて「京都府インターネット版環境家計簿」の利用を促進することにより、家庭のエネルギー費用負担の軽減と併せて府民の脱炭素行動へのシフト（行動変容）を促し、家庭部門の温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。

2 業務概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 京都府省エネ家電購入促進事業業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「企画提案仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年1月31日（金）まで |
| (4) 委託上限額 | 500,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
但し、使用地域が京都府内に限定される電子マネー若しくは商品券又は京都府内で生産・製造された農林水産物・製品等の原資に充てる経費を除いた必要経費（以下「事務費」という。）については、125,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。 |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力

- 団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が認定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾認証を取得している者又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証を取得している者であること。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課
電話 075-414-4708 FAX 075-414-4705
メールアドレス datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和6年2月26日～令和6年3月25日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和6年2月26日～令和6年3月25日

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

5 事前説明会

(1) 開催日時：令和6年3月4日 午前10時～11時

- (2) 開催方法：オンライン
- (3) 申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、参加申込書（様式任意：会社名、連絡先、出席者名）を作成し、4（1）に提出すること。（FAX可、ただし着信確認の電話を行うこと。）
- (4) 説明会への申込期限：令和6年3月1日 午後5時まで

6 質問・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和6年3月7日 午後5時必着
- (2) 質問方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4（1）に提出すること。
- (3) 質問様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「京都府省エネ家電購入促進事業業務に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 本文には、質問内容を端的に表す表題を記載し、質問を記載すること。
- (4) 回答日時：令和6年3月11日
- (5) 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)に掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（別添1号様式）（1部）
 - イ 企画提案書（様式自由）（7部）
 - ウ 価格提案書（見積書（※））（7部）
 - ※ 事務費の合計額及び内訳を記載すること。
 - エ 実施体制図（別添2号様式）（7部）
 - ※業務執行責任者の略歴、執行体制（チーム体制）が確認できること。
 - オ 実績調書（別添3号様式）（7部）
 - カ 京都府税の滞納がないことの証明（別添4号様式）（1部）
 - キ 消費税及び地方消費税の納税証明（1部）
 - ※カ及びキについては、発行日から3箇月以内のもの。コピー可。
 - ク 使用印鑑届（別添5号様式）（1部）
 - ケ 共同企業体で参加の場合
 - (ア) 共同企業体届出書兼委任状（別添6号様式）（1部）
 - (イ) 共同企業体協定書（1部）
 - コ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての法人について添付すること。

- (ア) 法人登記簿謄本（1部）※発行日から3箇月以内のもの。コピー可。
 - (イ) 法人定款（1部）
 - サ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての任意団体について添付すること。
 - (ア) 団体の規約（1部）
 - (イ) 役員一覧（1部）
 - シ 「府内企業」の評価項目で「上記以外で府内在住者を雇用」の2点の評価を希望する場合は、当該事業で雇用する府内在住者（新規・継続ともに、派遣、アルバイト等も可。予定含む）の内容を申告するものとする。（任意様式）（1部）
なお、事業遂行後に実績報告を求める。（評価内容に影響を及ぼす変更は認めない。）
 - ス プライバシーマーク使用許諾認証の写し又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証の写し
- (2) 企画提案書の作成方法
- 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。
- (3) 提出された応募書類の取扱い
- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
 - イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - ウ 提出された応募書類は返却しない。
 - エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - オ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

- (1) 評価基準
 - 別紙「評価基準」のとおり
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
 - 企画提案書及び価格提案書（見積書）について、令和6年3月下旬頃にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。
- (3) 評価方法
 - 企画提案書、価格提案書（見積書）、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、事務費の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、事務費の金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書(見積書)を再作成し、再提出された価格提案書(見積書)中、事務費の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とし、審査の対象としない。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書(見積書)が2(4)に記載の上限金額(事務費の金額を含む)を超える場合
- エ 府の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
 - ※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払い(府が認める場合は前金払いも可)とす

る。

- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書（見積書）については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書（見積書）の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。
- (8) 本事業について、令和5年度2月補正予算が議決されない場合は、本業務提案募集に係る手続はなかったものとする。その場合においても、提案者が当該応募に要した経費及び提案者が被る損害については、京都府は一切賠償しない。

京都府省エネ家電購入促進事業業務企画提案仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「京都府省エネ家電購入促進事業業務」に係る企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は受託候補者と協議のうえ、京都府（以下「府」という。）が別途作成する。また、本仕様書により提案があったすべての事項は、受託後、府と受託者との協議により最終的に決定する。

2 委託業務の名称

京都府省エネ家電購入促進事業業務

3 目的

2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、府は地球温暖化対策推進計画において、2030年度に2013年度比温室効果ガス排出量46%以上減を当面の目標に設定し、そのうち、家庭部門においては2013年度比で半分程度にすることを目標としている。

この目標を踏まえ、本業務は、府全域を対象とした省エネ性能の高い家電製品（エアコン・冷蔵庫）の購入者に対する経済的インセンティブの付与を行うキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）の実施及びキャンペーンに併せて京都府インターネット版環境家計簿の利用を促進することにより、家庭のエネルギー費用負担の軽減と併せて府民の脱炭素行動へのシフト（行動変容）を促し、家庭部門の温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。

4 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

5 委託業務の内容

(1) キャンペーンの概要

実施期間中、対象店舗において対象製品（新品に限る。）を購入し、自らが居住する京都府内の住宅に設置した者に対し、使用地域が京都府内に限定される電子マネー若しくは商品券又は京都府内で生産・製造された農林水産物・製品等（以下「ポイント等」という。）を交付又は送付すること。

ア 要件

- (ア) 京都府内に居住する者（個人）が自ら居住する京都府内の住宅に設置するために購入するものであること
- (イ) 京都府内の対象店舗で5(1)イの対象製品を購入していること
- (ロ) 「京都府インターネット版環境家計簿」に登録していること

イ 対象製品及び対象基準

ポイント等の交付又は送付（以下「ポイント等還元」という。）の対象となる製品（以下「対象製品」という。）は次のとおりとする。

(7) エアコン

冷房能力	統一省エネラベル多段階評価点
～2.2kW	★3.0以上
2.5kW～2.8kW	★3.0以上
3.6kW～	★2.0以上

(イ) 電気冷蔵庫

内容積	統一省エネラベル多段階評価点
～350L	★2.0以上
351L～450L	★3.0以上
451L～	★4.0以上

ウ 委託料

5億円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

但し、ポイント等の原資に充てる経費を除く必要経費（以下「事務費」という。）については、1億2,500万円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

(2) 事業の実施期間

対象製品を購入した府民が、ポイント等還元の対象となる店舗（以下「対象店舗」という。）の募集開始時期、対象製品の購入がポイント等還元の対象となる期間（以下「購入対象期間」という。）、対象製品購入者からのポイント等還元の申請の受付期間（以下「申請受付期間」という。）及びポイント等還元する期間（以下「ポイント等還元期間」という。）は、以下を基本とし、委託契約締結後、府との協議により決定するものとする。

なお、5(2)ウの申請受付期間については、ポイント等還元の状況等により、府と受託者の協議により期間を変更する場合がある。

※想定されるポイント等還元件数は23,000件（エアコン及び冷蔵庫の合計）を目安とする。

ア 対象店舗の募集開始時期

契約締結日から令和6年4月15日までの間

イ 購入対象期間

令和6年4月下旬から5(2)ウの申請受付期間の満了日の10日前まで

ウ 申請受付期間

令和6年4月下旬から令和6年7月1日の間で受託者が開始できる日から起算して150日（5箇月）後まで

エ ポイント等還元期間

5(2)ウの申請受付期間の開始日から同期間満了日の21日（3週間）後まで

オ ポイント等の利用期間

受託者が任意で定める期間（定めないことも可能とする）

(3) 事務局の設置

受託者において、次のア～ウに基づき事務局を設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備

の上、業務の運営や府との連絡調整を行うこと。

ア 事務局は、受託者が確保する場所において設置すること。

イ 事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。

ウ 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。

(4) 専用サイト（ホームページ）の開設及び維持・管理

次の内容・機能をもつ専用サイトを開設し、委託契約が終了するまでの間、適切に維持・管理すること。

ア 専用サイトの内容

- ・キャンペーン内容の告知
- ・省エネ家電導入による温室効果ガスの削減効果
- ・対象店舗リストの閲覧・検索
- ・対象製品リストの閲覧・検索
- ・キャンペーンへの参加を希望する店舗からの登録申請受付
- ・対象製品購入者からのポイント等還元の申請受付
- ・ポイント等の原資に充てる経費の執行状況
- ・申請者に分かりやすく申請方法を伝える内容
- ・質問事項の受付、FAQ（よくある質問事項）の掲載
- ・府が指定する情報へのリンク

イ 専用サイトの要件

- ・利用者が閲覧しやすいものとする。特に、スマートフォン等の小型の端末で閲覧した場合に適切な表示サイズ、レイアウト等に変更される等、スマートフォンユーザーにも配慮したものとする。
- ・Windows、MacOS、iOS、Android の OS に対応する主要なブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari 等）で閲覧可能であること。
- ・個人情報を取り扱うことから、システムのセキュリティ対策については、最新の情報を基に万全の対策を実施すること。
- ・専用サイトの作成に当たっては、構成・デザイン等の案を府に提出の上、府と協議して内容を決定すること。

ウ 専用サイトの設置期間

契約締結日から令和 6 年 4 月 26 日の間で受託者が開始できる日（但し、「対象店舗リストの閲覧・検索」については、対象店舗募集期間満了後 10 日以内、「対象製品購入者からのポイント等還元の申請受付」については申請受付期間開始日の開始で可。）から委託契約の満了日まで。

(5) コールセンターの設置及び運営

キャンペーンに関する各種問い合わせに電話対応するコールセンターを設置し、その運営を行うこと。なお、コールセンターについての基本的事項は以下のとおりとする。

ア コールセンターの設置期間

次の(7)及び(イ)の期間中の午前 9 時から午後 5 時までとする（土日祝日を含まない）。

(7) 店舗向けコールセンター

店舗募集の開始日から申請受付期間の満了日まで

(4) 利用者向けコールセンター

申請受付期間の開始日からポイント等還元期間の満了日まで

但し、申請受付を令和6年5月1日までに開始できない場合は、令和6年5月1日から利用者向けコールセンターの開始日（申請受付期間の開始日）までの間、申請受付期間の開始予定日及び申請に必要な書類等を案内できる体制をとること。（自動応答も可）

イ 共通事項

- (7) コールセンターの運営に必要な電話設備等の一切については受託者が用意すること。
- (4) 頻出する問い合わせ事項についてはFAQとしてまとめ、専用サイト上に掲載すること。
- (7) FAQの内容は、随時更新することとし、内容について事前に府の承認を得ること。

(6) 広報

受託者の知見や経験を基に、専用サイトへのコンテンツ掲載や、ポスター、チラシ等の広報物の作成・配布、各種メディアを活用した事業周知等、府民及び店舗等へ効果的な広報を行い、事業の認知度向上を図ること。

(7) キャンペーン対象店舗の募集及び登録等

ア 対象店舗の要件等

府民が購入した家電が当事業の対象となる購入店舗は、次の(7)から(4)の要件を満たすものとする。また、登録申請は、専用サイトからのオンライン申請を基本とするが、やむを得ないと認められる場合には、紙による登録申請も受け付けること。

- (7) 京都府内に所在する実店舗（営業所等を含む）であること。EC店舗等は対象外とする。
- (4) 対象製品に省エネラベルを表示し、顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてアドバイスを行うとともに、省エネ性能等について適切に案内をすること。
- (7) キャンペーンの実施に必要な手続（広報宣伝の協力、消費者への説明、申請補助、助言等）を行うこと。
- (4) キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに府に報告すること。
- (4) キャンペーンの実施に関連する法令、条例等（特定家庭用機器再商品化法等）を順守すること。

イ 対象店舗の募集

- (7) 契約締結日から令和6年4月15日までの間に対象店舗の募集を開始すること。
- (4) 対象店舗の募集に係る説明会を開催すること。（オンライン可）
- (7) 初回の募集期間は14日間（2週間）程度を基本とし、募集期間経過後の登録も随時受け付けること。

ウ 対象店舗の登録・公表

- (7) 専用サイトから店舗の登録申請を受け付け、要件を満たす店舗を対象店舗として登録し、対象店舗のリストを専用サイトへの掲載等により周知すること。
- (4) 対象店舗のリストについては、市町村単位で整理する等、利用者が閲覧しやすいものとするよう工夫を施すこと。

エ 対象店舗への印刷物等の送付及び説明

対象店舗の登録後、速やかに対象店舗に次の(7)～(9)の印刷物等を送付するほか、対象店舗へ本事業の説明を行うこと。なお、説明については、キャンペーン内容や依頼事項を盛り込んだ説明動画を用意する等、対象店舗が内容を確認できるよう工夫を施すこと。

(7) キャンペーンの趣旨及び内容並びに対象店舗において必要なオペレーションを説明するマニュアル

(8) 対象製品購入者がポイント等還元を申請する際に入力が必要な受託者が定める書類等

(9) キャンペーン用ポスター、チラシ、ステッカー等

オ 対象店舗の登録取消し

次のいずれかに該当する対象店舗があることが判明した場合は、速やかに府に報告し、府が指示した場合は当該店舗の登録を取り消すものとする。

(7) 登録申請において虚偽の内容があることが判明した場合

(8) その他、対象店舗として不適当と認められる場合

カ キャンペーン終了に関する店舗への周知

予定より早期に申請総額が予算額に達する場合は、キャンペーンを終了することを対象店舗に速やかに周知すること。

(8) 対象製品リストの作成・更新

府民や対象店舗の従業員が対象製品を認識しやすいよう、対象製品リストを整備すること。

ア 受託者は委託契約締結後速やかに、府が指定する対象基準に該当する対象製品リスト（エクセルファイル等）を作成し、府に提出すること。

イ 受託者は、専用サイトに対象製品リストを掲載し、2週間に1回以上の頻度でリストを更新すること。

ウ 対象製品リストの更新に当たっては、「省エネ型製品情報サイト

(<https://seihinjyoho.go.jp>)」の省エネ性能カタログ電子版に掲載される製品のうち、5(1)イの対象製品に該当するものを抽出すること。

(9) 対象者へのポイント等還元

対象製品を購入した府民に対し、ポイント等還元を実施すること。

ア ポイント等の種類

ポイント等還元を行うポイント等は、2種類以上用意すること。

そのうち、少なくとも1種類は、府内でのみかつ府内全域で利用可能な電子マネー若しくは商品券又は京都府内で生産・製造された農林水産物等とし、それ以外は府内の特定の地域のみで利用可能なポイント等を提案することができる。

なお、地域振興等への貢献度が高いと思われるポイント等について、5(9)イの交付額について最大2割までを上乗せして提案することを妨げない。

※例：地域振興への貢献度が高いと思われるものは以下のとおり。

・地元農産品

(関係組織) 公益社団法人 京のふるさと産品協会 075-925-8315

・福祉関連商品

イ ポイント等還元の相当額 (以下「交付額」という。)

交付額は対象製品1台当たり以下のとおりとする。

(7) エアコン

冷房能力	統一省エネラベル多段階評価点	交付額
～2.2kW	★3.0以上	10,000円相当
2.5kW～2.8kW	★3.0以上	15,000円相当
3.6kW～	★2.0以上	20,000円相当

(4) 電気冷蔵庫

内容積	統一省エネラベル多段階評価点	交付額
～350L	★2.0以上	5,000円相当
351L～450L	★3.0以上	15,000円相当
451L～	★4.0以上	20,000円相当

ウ ポイント等還元に係る手続き

ポイント等還元の申請手続は、専用サイトからのオンライン申請を基本とすること。ただし、オンライン申請が困難であると認められる場合は申請用紙に必要事項を記入し、添付書類と併せて事務局に郵送する形での申請も受け付けること。

また、申請方法の決定に当たっては、転売目的の購入等不正な申請を防ぐための措置を講ずるとともに、事業の趣旨を踏まえ、利用する者にとってできる限り簡単かつ分かりやすい方法とすること。

(7) ポイント等還元の流れ

- ①対象店舗は、対象製品購入者にポイント等還元の申請について説明
- ②購入者がパソコン、スマートフォン等から専用サイトにアクセスし、必要情報を入力（紙による申請の場合は申請様式に必要情報を記入）
- ③事務局において申請データを受信（紙による申請の場合は受理）し、内容を審査
- ④申請内容が適当と認められる場合は、ポイント等還元に必要な情報等を対象製品購入者に電子メール等にて送信（ポイント等に商品券等がある場合は郵送も可）

(4) 申請時に入力又は添付が必要となる項目

次にある申請時に入力又は添付が必要となる項目及びポイント等還元時に入力が必要となる項目について、申請フォーム等に設定すること。なお、キャンペーン開始前に①～③に記載した項目以外に入力の必要が生じた場合は、府と受託者の協議により追加することができることとする。

【申請時に入力等が必要となる項目】

①申請者情報

氏名、フリガナ、年代、住所、電話番号、メールアドレス

②購入情報

対象製品購入日、購入店舗、買い替え又は購入の別、購入品目、製品型番、対象製品購入金額、買い替えの場合における今までの使用製品の購入年・製品型番（任意）

③添付資料

- ・購入した対象製品のレシート及びメーカー保証書の画像
- ・対象製品を府内の住宅の設置したことがわかる証明書（取付工事注文書、配送注文書等）の画像（対象製品設置に係る証明書がない場合は、設置が確認できる画像等）
- ・「京都府インターネット版環境家計簿」に登録したことが確認できる画面の画像等

【ポイント等還元時に入力が必要となる項目】

- ・府が設問を指定するアンケートへの回答

エ ポイント等還元の申請に係る審査

受託者は、対象製品購入者からポイント等還元の申請があったときは、申請に係る入力内容及び添付書類等に基づき、以下の審査を行うこと。

- (7) 必要項目（添付書類含む。）に不足がないこと。
- (8) 購入品が対象製品であり、新品購入であること。
- (9) 購入日が購入対象期間内であること。
- (10) 購入先が対象店舗であること。
- (11) 府内に居住する住居に設置していること。

オ ポイント等還元に係る審査

審査の結果、適当と認めるものについては、有効な申請があった日から起算して21日間（3週間）程度以内に申請者に対しポイント等還元を実施すること。

なお、申請内容や添付書類に不備がある等の場合には、申請者に確認の上、入力内容の修正や添付書類の追加提出を受け付ける等の対応を行うものとするが、ポイント等還元が不適と認められる申請については、申請者に対し、ポイント等還元が不可の旨及びその理由について、電子メール等により通知すること。

カ ポイント等の消滅防止に向けた対応

ポイント等還元の申請手法や、ポイント等還元後に交換が必要な場合の手法などについて、できる限り簡単かつ分かりやすい方法となるよう工夫すること。その他、契約期間中にポイント等の使用期限が到来する場合は、期限の到来前に利用を促す措置を講じること。

(10) 府への報告

府の求めに応じ、ポイント等還元の状況（日別、店舗別、品目別、ポイント種類別等の区分ごとに最新のポイント等還元の件数・額）を報告すること

(11) 事業の効果検証

ア 対象店舗に対してアンケートを実施すること。（アンケートの内容は府と協議して決定すること。）

イ 以下の事項をまとめた報告書を府に提出すること。

- (7) 購入品目、店舗（規模・業種別）、エリア別等の集計したデータ
- (8) ポイント等還元を受けた者の申請情報及び対象店舗へのアンケート結果を踏まえ検証した結果

(ウ) 本事業による温室効果ガス削減効果を算出したもの

(12) 個人情報の取り扱い

ポイント等還元に係る個人情報の管理には十分注意すること。また、万が一個人情報が流出した場合には、直ちに府へ報告するとともに、さらなる流出の防止等のための対処、流出者への謝罪等を行うこと。

6 成果品の提出等

以下の報告書を提出すること。提出方法及び様式は府と協議のうえ定めるものとする。

(1) 成果品

ア 実施報告書（事業の効果検証結果を含む・電子媒体）

イ 業務実施にあたり収集及び作成したデータを格納した電子媒体

(2) 提出期限

令和7年1月31日（金）

(3) 提出場所

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

7 委託料の支払

業務完了後、府の検査を経て、受託者の請求に基づき、実績に応じて支払うこととする。

但し、ポイント等に充てる原資やコールセンター設置に係る人件費等については、やむを得ないと府が認める場合に限り、府が認めた金額について前金払いも可能とする。

なお、委託契約期間満了前にポイント等に充てる原資をポイント等還元で使い切った場合は、業務を完了したうえで事務費の経費精算を行い、委託料を支払うこととする。

8 業務体制

(1) 契約締結後速やかに、業務実施計画書（目的・目標、全体スケジュール、作業体制、参加する決済事業者一覧等）及び業務従事者等届（業務責任者・スタッフの氏名、業務分担等）を作成後、府に提出し、承認を受けること。

(2) 業務実施計画書に基づき、業務全体の進捗管理を行うこと。

(3) 業務遂行に当たっての各種課題について、課題管理表にまとめて一元管理すること。

(4) 会議や情報共有ツールにより、随時府と進捗や課題の確認等を行うこと。

(5) 各会議の実施後は、速やかに議事録を作成し府に提出すること。

(6) 業務の進捗に遅れが生じそうな時は、速やかに府に報告するとともに、必要な調整を行い、対応案を作成し、府と協議のうえ改善を図ること。

(7) 本事業の全委託契約期間に渡って、必要となるスキルや経験を有した要員を確保すること。

(8) 総括責任者は、受託者が雇用する正規労働者（労働契約に期間の定めのない通常労働者）である者を選任すること。

(9) 府が受託者に対し、随時契約履行状況に関する確認を行える体制とすること。

(10) 業務の従事者に対し、意識の向上を図るため、関係法令や個人情報の保護及び情報セキュリティ

など、業務実施にあたり遵守すべき事項について、教育及び研修等を実施すること。

- (11) キャッシュレス決済サービス等を利用する場合は、不正利用を防止するため、必要な情報セキュリティ対策を講ずること。
- (12) 委託契約期間中にシステム障害や事故等（キャッシュレス決済サービス等の不正利用を含む）が発生した場合には、大小に関わらず府に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、府と受託者が誠意をもって協議し、法令を遵守して実施すること。
- (3) 本事業で作成されたデータの著作権等の権利は、府が有する。府が貸与した資料に基づくデータの著作権・所有権等の権利は、府が有する。
- (4) 本業務のため作成し、配布・公表する資料等の内容及びデザインは、府と協議のうえ決定すること。また、府は校正を必要回行うことができる。
- (5) 原則として、本事業の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先や再委託内容、再委託理由を明記し、書面により府の承諾を得た場合はこの限りではない。また、府により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (6) 本事業を通じて取得した全ての個人情報について、漏洩等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。また、本事業によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を本業務の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。委託契約期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (8) 関係法規を遵守し、法令の趣旨に則って業務を実施すること。
- (9) 本事業の実施に伴い、第三者に与えた損害は、府の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (10) 対象店舗及び消費者に対し、本事業で対象となる条件や禁止事項等を明示し周知すること。また、それに反した行為に対する措置を予め示し、事業が目的及び趣旨に反するものにならないようにすること。

業務名 京都府省エネ家電購入促進事業業務

評価項目	評価内容	配点	標準点	A社 平均点	B社 平均点	C社 平均点	D社 平均点	E社 平均点
全体の評価	提案内容的的確性 (仕様書を踏まえた明確・具体的な提案)	5	3	3.50	3.50	3.75	3.00	3.00
	提案内容的的確性 (効果的・効率的に実施するための提案)	5	3	3.50	3.50	3.25	3.00	3.00
	提案内容の実現性	5	3	3.50	3.25	3.75	3.00	3.25
府民への 還元策	的確性	5	3	3.25	3.00	3.50	3.00	3.00
	独自性	5	3	3.00	3.50	3.50	2.75	3.00
	実現性	5	3	3.00	3.75	3.50	3.50	3.00
広報	的確性	5	3	3.50	3.75	3.50	3.25	2.75
	実現性	5	3	3.50	3.50	3.50	2.75	2.75
	独創性	5	3	3.50	3.50	4.00	3.50	3.25
ポイント等の 利用方法	簡便性	5	3	3.25	3.75	4.25	3.25	2.75
	実現性	5	3	3.25	3.25	3.50	3.25	3.25
事業開始までの期間		5	3	4.75	4.75	4.00	4.75	2.75
ポイント消滅の防止		5	3	2.75	3.00	3.75	2.75	2.75
申請の簡素化と不正防止		5	3	3.50	3.50	3.25	3.50	3.25
業務実施面	業務実施体制	5	3	5.00	5.00	4.00	4.00	3.00
	業務実績	5	3	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
府内企業	京都府内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。	5	3	3.00	5.00	3.00	3.00	2.00
価格点	事務費の価格が低い者から順位付けを行い次のとおり配点する。 第1位→15点 第2位→9点(※) 第3位→3点 第4位以降→1点 ※提案者が2者であった場合は、配点を7.5点とする。	15	9	15.00	9.00	1.00	3.00	1.00
合計		100		75.75	73.50	64.00	60.25	52.75

公募型プロポーザル方式による業者選定の評価及び候補者選定結果等の公表について

令和6年4月3日

調達機関名	京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課
-------	--------------------

案件名称	京都府省エネ家電購入促進事業業務
------	------------------

候補者名	G・J共同企業体 (構成員：株式会社ギフトパッド、株式会社 JTB京都中央支店)	総合点	75.75
------	--	-----	-------

参加者名称 (五十音順)	株式会社ギフト共同企業体 (構成員：株式会社ギフト、日本テレネット株式会社)
	株式会社電通ライブ・株式会社MAYA STAFFING共同企業体 (構成員：株式会社電通ライブ関西支社、株式会社MAYA STAFFING)
	株式会社日本旅行京都四条支店
	東武トップツアーズ株式会社京都支店

総合点 (点数順) 【満点100点】	1	73.50
	2	64.00
	3	60.25
	4	52.75
	5	

候補者の選定理由
企画提案仕様書を的確に踏まえた確実な実施体制が整えられており、候補者が有するノウハウや専門的知見を活かした独創的な提案であったため。

外部有識者名 (五十音順)	所属名及び役職名等	氏名
	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議 事務局次長	浅井 薫
	福知山公立大学 地域経営学部 准教授	杉岡 秀紀
	公益財団法人 京都高度技術研究所 研究開発本部長	手嶋 茂晴
	京都府電機商業組合 事務局長	中野 義一

